

原爆投下の首謀者はだれか

J・F・バーンズとトルーマンの共謀

連載第5回

原爆投下命令とポツダム宣言

稲垣直



終戦時のアメリカ国務長官 J.F. バーンズ

31 スターリンへの原爆成功告知
——びくつかないスターリン
七月二四日の巨頭会議の場で、原爆を手中にしたトルーマンは、スターリンに向かってついにこう言い放った。
「これ以上議論しても、合意に達することができないのであれば、ただちに国に帰りたい」
このトルーマンの突然の、掌を返したような強硬な態度には、スターリン以上にチャーチルが驚いた。大統領がこの場をすべて取り仕切るような態度をとったことに、「大丈夫かな」と、彼は開いた口が塞がらなかった。

原爆投下の首謀者はだれか

Document



第33代アメリカ大統領 H.S. トルーマン

そして二四日の会議が終わった直後だった。席を立って帰りをかけたスターリンに、トルーマンはつかつかと近づいて話しかけた。
「大元帥閣下、ちよつとお話ししておきたいことがあります。実は、わが国は未だかつてない強力な破壊力を持った新兵器を開発しました」
スターリンは、「呼吸おいて、それは良かったですね。ぜひ、日本に対し使われたいかがでしようか」
と首つて、それ以上の応対はなかった。スターリンの無反応同様の反応に、トルーマンは力抜けた。
大統領が議場の玄関に出た時、チャーチル首相が待ち受けていた。前もつてトルーマンは彼に、「新兵器のことをスターリンに伝える」と話しておいたのだ。
「いかがでしたか。スターリンの反応は？」と首相は尋ねた。「いやあ、何か質問してくると思っていました。何も聞いてきませんでした。私が言ったことの意味が理解できなかったのではないかと思います」と、トルーマンは怪訝そうに答えた。
この巨頭会議と同じ時間帯に、別の部屋で開かれていた外相会議で、バーンズはモロトフに向かって、「二日も早く会議を終わらせたい。今日、懸案事項に決着を付けてしまいたい」と、会議の初めに発言していた。

※写真はすべてインターネット画像から



ヨシフ・スターリン

双方の会議が終わった帰りの車中でトルーマンは、隣に座っているバーンズに一部始終を話した。

「それは驚きましたね。恐らく、スターリンは閣下のおっしゃったことの意味が理解できなかったに違いありません。事の重大性が分かっているのではないのでしょうか。明日にもモロトフが私に聞いてくると思いますよ。やはり、原爆を実戦で使ってみせつけるしかないですね」と國務長官は言っていて、この話は終わった。

しかし、翌日になってもロシア人から何も聞いてはこなかった。

実はスターリンは、その新兵器が原子爆弾であることを即座に理解していたのだ。彼は、宿舎に帰るとすぐに原爆開発の総責任者、ベリアに電話して、トルーマンの発言を伝え、開発を急ぐよう叱咤した。また、物理学者のイーゴリー・クルチャトフにも直接電話して、開発に鞭を入れさせた。

伏勧告を発する、2日本が降伏を拒否する、3やむをえず原爆投下命令を実行部隊に向けて発令する、という順序を踏む必要があった（現実には3が最初だった）。この降伏勧告をどのようにするかが問題だった。

もともと日本への降伏勧告の原型は、陸軍長官のステイムソンが練り上げ、トルーマンに手渡されていたものだった。バーンズが國務長官に任命される前日の七月二日に遡ってみよう。

ステイムソンは、いつまで待っても大統領から自分にボツダム行きの声がかからないのに苛立っていた。そのうえ、部下のマクローイからの報告によれば、バーンズは今もって頑強に無条件降伏にこだわっているとのこと、彼の意見に引きずりこまれていた大統領に、ステイムソンは思いとどまって欲しかった。そこで、陸軍長官はトルーマン大統領を訪ねた。

陸軍長官は、例の陸軍・海軍・國務の三省会議で合意した日本への『警告声明草案』に、自ら作成した覚書を添えて大統領に提出し、説明した。

その覚書の要旨は次のようであった。

「六月一八日に承認された九州上陸作戦の準備は、着々と進んでいるが、われわれが無条件降伏を要求している限り日本はドイツに比較にならないほどの抵抗をし、わが軍は多大な人的損害を受けるであろう。

せた。その後、ジュエーコフ元帥に対し「極東への赤軍の移動と満州への侵攻の準備を急ぐよう」と、きつく命じた。スターリンは、アメリカの原爆開発の詳細を知っていたのだ。それどころか、原爆の図面や数式まで手に入れていた。実際、スターリンは、スパイからアメリカの原爆に関する情報収集をし、その解析を専門に担当する機関をモスクワに設けていた。

だから質問する必要はなかったし、事の重大性も承知していた。アメリカの原爆開発計画、原爆の仕様や図面、七月一六日の実験結果など、すべて、ロスアラモスで開発に従事していたドイツ人亡命者の物理学者、クラウス・フツクラ数名のスパイから継続的にカナダ経由で情報を手に入っていたのだ。彼らはロシア人ではなかったが、反ナチ・親ロシアの共産主義者やシンパサイザーであった。スターリンは、原爆のことをトルーマンやバーンズが知っているよりはるかに詳しく知っていたのだ。

32 原爆投下のプレリユード

——日本への最後通牒「ボツダム宣言」

●ステイムソンの草案

原爆投下を行なうにあたって、これを無警告でいきなり落とすとすると、批判が懸念された。なんらかの形で、日本への最後通告に近いものを発しておく必要があった。表向きの順序としては、1ボツダム会議の場から日本への降

この熾烈な戦いをさせないで日本軍の降伏を促し、太平洋の和平を実現できる可能性がある。それは、『警告声明草案』に示す声明文を発し、彼らに検討のための十分な時間を与え降伏を促す方法である。

日本は、すでに独・伊の同盟国を失い、かつ、壊滅的な打撃を受けている。ロシアの参戦も予知している。日本国民は危機に臨んで、最後まで戦うことの愚かさを悟り、降伏を受け入れるだけの聡明さと融通性を持っている。

よって、平和的な方法によって戦争を終結させることを目的とした警告を発する。もし、二度にわたって警告しても日本がこれを拒否し、頑強に抗戦する場合には、原爆を使用せざるを得ない」

日本への『警告声明草案』の内容は次の通りであった。

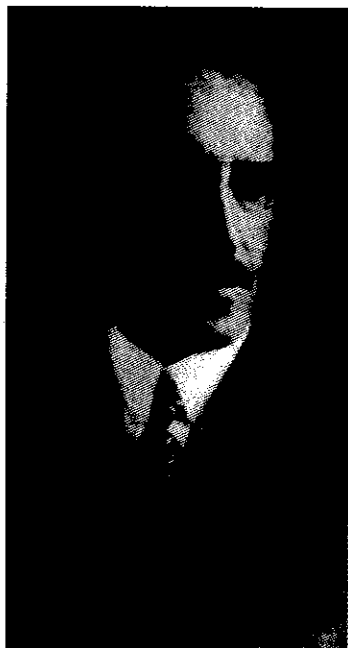
- ① 新兵器による壊滅的破壊の警告をしつつ、日本軍の無条件降伏と完全非武装化を迫る。
- ② 日本国民を欺瞞しその道を誤らせ、世界征服の拳に導いた一切の軍国主義的権力と勢力を排除する。
- ③ 日本の主権は日本本土と周辺諸島に限定し、連合軍は一時的に占領するが、民主的・平和的政府が樹立されれば、適切な時期に撤収する。
- ④ 日本民族を絶滅、滅亡させる意図はない。また、妥当な水準の生活の維持と経済活動を認め、そのため原料等の輸入は可能とする。

- ⑤ 一定の条件を満たせば、現王朝による天皇制の継続を憲法上認める。
- ⑥ なお、ソ連が対日戦に宣戦布告する用意があるのなら、その旨を声明文に明記し、米・英・中（蒋介石政権）に加えてソ連の四か国で、これを発するの事もとする。

こうステイムソンから説明したのに対し、大統領は「よく分かった。考慮しておこう」と、例によって肯定的な返事であった。

陸軍長官のポツダム会談参加については、「貴方の体調がよくないので、メンバーからはずさせてもらった」と言っており、ステイムソンを失望させた。

その後にはバーンズの画策があった。バーンズにとっては、自分の意思通りに事を運ぶのに、ステイムソンは邪



ヘンリー・ステイムソン

魔だった。それで、ステイムソンはメンバーから除外されていたのだった。

しかし原爆を史上初めて使用するにあたっては、どうしても自分も立ち会わなければならない。人類の未来がかかっている。ステイムソンは意を決して、強引に独断で後から飛行機でポツダムに駆けつけた。

●「ポツダム宣言」はこうして作られた

七月二日に、ステイムソン陸軍長官からトルーマン大統領に手渡された「警告声明草案」は、大統領からさらにバーンズ国務長官に渡された。

バーンズは、これに基づいて、「ポツダム宣言案」を起草し、「宣言」への署名国は、米・英・中の三国に留めた。ソ連は、対日戦に未だ参戦していないとの理由で、意図的に除外した。スターリンがこれを知った場合、ルーズベルトとの約束を覆すものとして激怒することが予測されたが、原爆を使用することが急がれる以上、またソ連参戦前に日本を降伏に追い込むことが前提であるからには、ソ連抜きで大胆に事を進めることが必要だった。

まず、「ポツダム宣言案」をトルーマンとチャーチルに目を通してもらい、それぞれからのちよつとした修正を織り込んで確定し、二人の署名を得た後、中国にいる蒋介石に無線で回覧した。蒋介石がなかなかつかまらなかったが、やっと承認の署名を得て完成した。七月二十六日である。

『宣言』は、日本時間、七月二十六日夕刻、サンフランシスコから、日本に向けて放送された。

『ポツダム宣言』の要旨は次の通りであった。

- ① 愚かな企みによって日本帝国を破壊の入り口に押し込む、頑迷な軍国主義の助言者に支配され続ける道を選ぶか、それとも理性の道を進むか、今や日本はその選択に迫られている。
- ② 世界の平和、安全保障そして正義に基づく新秩序実現のために、日本国民を欺き、世界征服へと誤った道に導いた者たちの権威や影響力、軍国主義は永遠に除去されなければならない。
- ③ かかる新秩序が日本において確立されるまでは、連合国は指定する日本領土を占領する。
- ④ カイロ宣言（一九四三年一月、米・英・中国による合意）の条項に従って、日本の主権は本州、北海道、九州、四国およびわれわれの決定する周辺諸島に限定する。
- ⑤ 日本軍兵は完全な武装解除後、平和的かつ生産的な生活をする権利を与えられ、海外にいる日本軍兵は日本本土に帰還が許される。
- ⑥ われわれは、日本人を奴隷にしたり、国民として絶滅させるつもりはない。ただし、戦争犯罪人には断固たる処置を取る。

⑦ 日本政府は、日本国民の中に民主主義的傾向が復活・強化されるために、その障害となるものをすべて排除しなければならない。

⑧ 日本の産業は維持され、経済の持続は許され、その利益を戦争賠償金に当てることもできる。そのための原材料の入手と海外貿易は認められる。

⑨ 日本政府は、すべての日本の軍隊の無条件降伏を受け入れること。さもなければ、日本はただちに完璧に破壊されるであろう。

●「警告声明草案」と「ポツダム宣言」の違い

両者を比較してみると、次の三点が主な相違点である。

第一点は「草案」にあった「新兵器による警告」が、「宣言」では不明瞭で、それと気付き表現ではなかった。ただ「完璧に破壊される」とあるだけである。

第二点は、「宣言」には、ソ連の対日参戦の予告の記載はなく、署名国にも加えられていなかった。もし、書かれていたとすると、日本の陸軍が赤軍の参戦をひどく恐れていたもので、効果的であったであろう。

第三点は、最も重要な点である。「警告声明草案」に「一定の条件を満たせば、現王朝による天皇制の継続を憲法上認める」としてあった条項が、「宣言」では完全に削除されている。

とりわけ、日本の指導者が絶対的に求める「天皇制を保

さらに、ステイムソン自身の七月二四日の日記によると、彼は大統領に天皇制の保証を要請しているが、その中から経緯が透けて見える。

「私はパーンズと協議するため、朝早くリトル・ホワイトハウスへ出かけた……。私が先に提案していた日本に対して早期に警告を発するという要請に彼は反対した。あわせて、天皇についての保証も警告声明に含めるよう伝えたが、この点もパーンズは反対した。パーンズは、警告声明についてのスケジュールを説明した。どうも大統領と話し合っ

て承認を得ているようだったので、それ以上私は話をしなかった」

「私はパーンズと協議するため、朝早くリトル・ホワイトハウスへ出かけた……。私が先に提案していた日本に対して早期に警告を発するという要請に彼は反対した。あわせて、天皇についての保証も警告声明に含めるよう伝えたが、この点もパーンズは反対した。パーンズは、警告声明についてのスケジュールを説明した。どうも大統領と話し合っ

証する明文がないことは、致命的であった。それどころか、『宣言』の②、⑥、⑦項からすると、天皇を否定するようにもとれる文面がある。

日本政府にとって最大の懸案は、「天皇制が保証されるか、されないか」であった。天皇の存在を否定するのであれば、日本は最後の一人になるまで戦い続ける決意であることを、大統領や国務長官をはじめ米政府や軍の幹部たちは、例の七月一三日付け東郷外相から佐藤大使宛ての電文の傍受によって、よく認識していた。にもかかわらず、その条文が削除されている。

「私は、日本に天皇制の存続を保証するよう大統領に進言した。正式の声明文にそのことを盛り込むことが重要であり、日本に降伏を受け入れさせるかどうかの決め手になるであろうと私は思っていたからだ。

だが、私がパーンズから聞いたところによると、彼らは、そのことを声明文の中に書かない方がよいと考えていること、さらに（トルーマン大統領とチャーチル首相のサインをもらったのに）蒋介石に承認を求めるためにすでに声明文を送っているから、今更修正することはできない、とのことであった。

そこで、大統領には、間に合わないのなら別途外交ルートを通じて口頭でもやむを得ないから、「天皇の地位保証」について日本に伝えるべきだと、私は進言した」

陸軍長官は、三省会議を代表して懸念に、降伏のカギとなる天皇制の保証を訴えたが、国務長官と大統領は頑としてこれを受け付けなかった。二人は、「対日声明で日本を平和裏に降伏させる」気は、端からなかったのだ。

●「ポツダム宣言」の放送

一九四五年七月二六日夕刻（日本時間二七日朝六時）サンフランシスコから日本向け放送を通し、米・英・中三国の名で『ポツダム宣言』が発せられた。これによって日本政府に無条件降伏か、壊滅か、いずれを選択するか迫った。『宣言』は、国際慣例の中立国を通じた公式外交文書では

- (1) We—the President of the United States, the President of the National Government of the Republic of China, and the Prime Minister of Great Britain, representing the hundreds of millions of our countrymen, have conferred and agree that Japan shall be given an opportunity to end this war.
- (2) The prodigious land, sea and air forces of the United States, the British Empire and of China, many times reinforced by their armies and air fleets from the west, are poised to strike the final blows upon Japan. This military power is sustained and inspired by the determination of all the Allied Nations to prosecute the war against Japan until she ceases to resist.
- (3) The result of the futile and senseless German resistance to the might of the aroused free peoples of the world stands forth in awful clarity as an example to the people of Japan. The might that now converges on Japan is immeasurably greater than that which, when applied to the resisting Nazis, necessarily laid waste to the lands, the industry and the method of life of the whole German people. The full application of our military power, backed by our resolve, will mean the inevitable and complete destruction of the Japanese armed forces and just as inevitably the utter devastation of the Japanese homeland.
- (4) The time has come for Japan to decide whether she will continue to be controlled by those self-willed militaristic advisers whose unintelligent calculations have brought the Empire of Japan to the threshold of annihilation, or whether she will follow the path of reason.
- (5) Following are our terms. We will not deviate from them. There are no alternatives. We shall brook no delay.
- (6) There must be eliminated for all time the authority and influence of those who have deceived and misled the people of Japan into embarking on world conquest, for we insist that a new order of peace, security and justice will be impossible until irresponsible militarism is driven from the world.
- (7) Until such a new order is established and until there is convincing proof that Japan's war-making power is destroyed, points in Japanese territory to be designated by the Allies shall be occupied to secure the achievement of the basic objectives we are here setting forth.
- (8) The terms of the Cairo Declaration shall be carried out and Japanese sovereignty shall be limited to the islands of Honshu, Hokkaido, Kyushu, Shikoku and such minor islands as we determine.
- (9) The Japanese military forces, after being completely disarmed, shall be permitted to return to their homes with the opportunity to lead peaceful and productive lives.
- (10) We do not intend that the Japanese shall be enslaved as a race or destroyed as a nation, but stern justice shall be meted out to all war criminals, including those who have visited cruelties upon our prisoners. The Japanese Government shall remove all obstacles to the revival and strengthening of democratic tendencies among the Japanese people. Freedom of speech, of religion, and of thought, as well as respect for the fundamental human rights shall be established.
- (11) Japan shall be permitted to maintain such industries as will sustain her economy and permit the exaction of just reparations in kind, but not those which would enable her to re-arm for war. To this end, access to, as distinguished from control of, raw materials shall be permitted. Eventual Japanese participation in world trade relations shall be permitted.
- (12) The occupying forces of the Allies shall be withdrawn from Japan as soon as these objectives have been accomplished and there has been established in accordance with the freely expressed will of the Japanese people a peacefully inclined and responsible government.
- (13) We call upon the government of Japan to proclaim now the unconditional surrender of all Japanese armed forces, and to provide proper and adequate assurances of their good faith in such action. The alternative for Japan is prompt and utter destruction.

なく、放送による単なる宣伝的な警告ともとれるものであった。

当時、「ザカライアス対日放送」が常時流されていたので、いつもの単なる宣伝ともとられかねなかった。

もし本気で降伏を期待するのであれば、「天皇制の保証」「新兵器の使用」「ロシアの参戦」に触れ、そして「公式の外交ルートでの通告」と「検討のための余裕期間を与えられること」が必要であった。

しかし実際は、最初から「ポツダム宣言」によって日本が降伏することを期待してはいなかった。それは、単なる原爆投下への前奏曲に過ぎなかった。「日本が『宣言』を拒否したから」という原爆投下のための口実作りであった。それを裏付ける重要な証拠が、三つある。

一つは、ポツダム宣言発表の前日の七月二五日付けのトルーマンの日記にある。

「この兵器（原爆）は、八月一〇日までの間に日本に対し投下される予定である……。ジャップに対し、われわれは警告声明を発し、降伏して人命を救うよう要求する積りだ。ジャップが降伏を受け入れないことは間違いないが、彼らに（降伏の）機会を与えたことにはなるであろう」と。

（傍点筆者）

二つ目は、七月二六日のブラウン日記（ブラウンの原本をバーンズが改ざんした後のもの）に、次のようにある。

願望をヒロシマ・ナガサキに投下してしまつた後になつて、トルーマンは、多数の民間人を含む大量殺戮を犯してしまつたことへの良心の呵責に苛まれて、回顧録の中で、自己弁護のための苦し紛れの嘘をついたということか？だが、著者の知る限りでは、アメリカの歴史研究家は、この矛盾について言及している者はいない。なぜだろう？大統領を批判することは憚られるのであるうか。躊躇いなき即断が悪を生む。悔惜が欺瞞を生む。非難を恐れて自己撞着となるのだ。

トルーマンの「決断の年」は、書き手の意図とは裏腹に、明白な非難の種を提供している。

●バーンズの許しがたい欺瞞

原爆が投下されて一五年過ぎた六〇年夏の、USニューズのエントビニーに対するバーンズの回答は、まさに世間を愚弄する欺瞞そのものであった。

USニューズの記者は質問した。

Q「最終的なポツダム宣言が作成される前に、『日本に対し天皇制を保証すべきだ』との提案がありました。ですが、なぜポツダム宣言では、天皇に関するこの提案が削除されたのですか？」

A「大統領から手渡されたステイムソンらによる『警告声明草案』に、そのような保証は全く記述されていなかった。また、ステイムソン氏から『天皇制の保証』について一切

「日本への共同声明（ポツダム宣言）が発せられた。これは、原爆投下へのプレリユードだ」

三つ目に、最も重要な裏づけで、後述するように、「原爆投下命令」が「宣言」の発表前に、原爆投下実行部隊に向けて発せられている事実だ。

●トルーマンの最悪の欺瞞

前述の七月二五日のトルーマンの日記にかかわらず、五五年に出版された回顧録「決断の年」には、次のような記述がある。

「われわれは、原爆の最初の実験を七月中旬に迎えることは承知していた。実験が成功したならば、この手に入れた新兵器を使用する前に、戦争を終わらせるための明白な機会を日本に与えようと私は望んでいた。万一、実験が失敗に終わっていたとしたら、日本本土への上陸侵攻を遂行しなければならなくなる前に、日本を降伏させることが、われわれにとつてより一層重要となったであろう」

ここで言う「戦争を終わらせるための明確な機会」とは、ステイムソンが七月二日、トルーマンに進言した三省合意の天皇の存在を保証している「警告声明草案」を日本に発して、降伏を促すことを指しているものと思われる。

なぜ、このような自家撞着がみられるのであろうか？

もし、回顧録でのトルーマンの見解が本音であれば、バーンズの方針とまったく相容れないものだ。

要求はなかった」と、バーンズは回答した。

事実、先に見たように「警告声明草案」に、一定の条件を満たせば、現王朝による天皇制の継続を憲法上認めるとあった。バーンズの回答はまさに虚言である。

四七年二月の「ステイムソン論文」によつても、「警告声明草案」には記載していたが、「ポツダム宣言」にはなかった」と書かれている。

なお、チャーチルは、ポツダムで七月一八日にトルーマンに対し、リーヒやマーシャルらの要請を受けて、「天皇制の保証」を進言していた。にもかかわらず、掌を返してチャーチルは、「宣言」では、バーンズの「無条件降伏」を受け入れた。当時、彼の率いる保守党は七月二十五日に終結した総選挙で労働党に大敗していた。早晩、首相の座を明け渡す時が迫っていた。七月二六日には、内閣は総辭



ウィンストン・チャーチル

※注 イギリス国内選挙は7月初旬に終わっていたが、海外の軍兵士の投票に時間がかかった。

※注 心理作戦によって日本を降伏に導くため、「ザカライアス放送」という名の対日宣伝放送を、45年5月頃より流していた。

職した。彼は「心ここに有らず」で、宣言の内容がどうなっているとお構いなしであった。

七月二十七日には、クレメント・アトリー新首相が誕生し、ポツダム会談はバトン・タツチされた。

●日本の「ポツダム宣言」への反応

対日放送で「ポツダム宣言」を聞いた日本政府は、諾否を巡って紛糾した。

外務省内では、松本俊一事務次官を中心に、ポツダム宣言を受諾すべきとの意見に固まった。ただ、天皇制の保証が約束されていないという懸念があった。そこで、交渉上、「天皇制の存続だけはなんとしても認めさせる」とした。

その旨を東郷外相に進言したところ、彼も同意したが、現在ソ連に和平交渉の仲介を要請しているし、単なる宣伝にもとれるので、直ちに受諾するのではなく、今しばらくは、「宣言」に対し静観しようとの見解であった。ここでも、東郷は、ロシアのことで、「彼等は、まともに仲介を検討してくれているもの」と、判断を大きく誤っている。

なお、当時、政・財界、学界、メディア等の有力者から受諾するよう、外相に多くの進言が寄せられていた。

東郷は二十七日早朝、天皇に拝謁して「宣言」の内容を報告し、自身の意見を進言した。天皇はこれに賛意を示された。鈴木首相も東郷の意見にいったん同意した。そして政府は「宣言」にコメントを付さないで簡潔に新聞に発表することにした。

とにした。

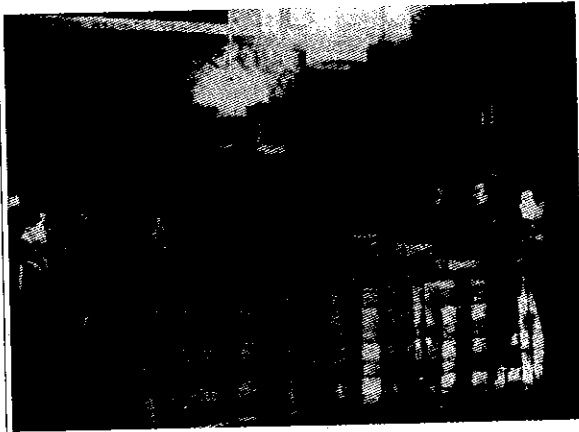
二十七日午前、最高戦争指導会議が急遽開かれ、東郷は自身の見解を述べた。主戦派、とりわけ強硬な豊田は、かかるとの声明文を政府見解もなく新聞に掲載するのはあたかも受諾と解釈され、国民が戦意喪失になってしまうと猛烈に反撃した。また案の定、天皇制の保証がないという理由で宣言の受け入れを拒否した。

さらに彼らは、米軍による日本軍の非武装・解体、連合国による戦争犯罪裁判、本土の占領に強く反発した。そして鈴木首相までも受諾賛成であると知ると、豊田は強硬に噛みついた。首相はひるんでしまった。こうして、政府としての意見の統一は見られることなく時は過ぎていった。

このような状況の中で、七月二十八日朝、鈴木首相は政府お抱えの同盟通信社の記者会見の場で、

「あの声明はカイロ宣言の焼き直しに過ぎない。何ら重大な価値はない。ただ黙殺するだけである。われわれは戦争にあくまで邁進するのみである」と、軍の意見に迎合するかのような見解を表明してしまった。

同盟通信社は、この「黙殺する」



御前会議

「命令は、軍主導で発せられたのか？ それとも政治主導で行われたか？」である。これは、ほぼ、原爆投下の目的が「軍



ポツダム会談 手前にトルーマンとバーンズが、右にスターリンが、正面上にアトリーが見える

を「ignore(無視する)」と訳して海外に流した。さらに「ignore」は、AP通信の英文翻訳の過程で、「reject(拒否する)」に置き換わってしまった。

戦後、鈴木首相の黙殺発言を巡って日本国内で議論となった。「この発言があったからヒロシマ・ナガサキの悲劇が起きた。原爆投下とソ連の参戦に口実を与えてしまった」との批判である。これには鈴木は大いに悩み、自らの発言を後悔したという。

いずれにしても、日本陸軍の反応といい、鈴木首相の発言といい、まさにバーンズの読み通りに事は進んだ。

33 原爆投下命令

かくて、すでに原爆投下命令は下されていた。

ここでは、原爆の投下命令に関連して、三つの疑問を調べてみる。

一つ目の疑問は、

「原爆投下の命令は、いつなされたか？」

「ポツダム宣言」の事実上の拒否との前後関係は？」である。

二つ目の疑問は、

「命令は、軍主導で発せられたのか？」

それとも政治主導で行われたか？」である。これは、ほぼ、原爆投下の目的が「軍

事目的か？ 政治目的か？」と重なる疑問である。
 三つ目の疑問は、
 「バーンズは、命令に関与しなかったのか？」である。逐次それを見て行こう。

一、「原爆投下の命令は、いつなされたか？」

●ケイト教授の痛い質問

一九五二年、トルーマンが大統領二期目の任期をあと数カ月残す頃のこと、シカゴ大の歴史学者ジェームズ・ケイト教授は、陸軍からの依頼で「空軍史」をまとめていた。その過程で原爆投下の命令の時期に疑問を持ち、大統領に質問状を出した。

「大統領閣下は、以前『七月二六日に発したポツダム宣言に対し、日本の首相が「拒否する」と言ったので、八月二日、ポツダムからの帰国途中の船上で原爆投下の命令を出した」と言われています。ところがそれより前に、公開された資料の中に『七月二五日付け原爆投下命令書』が存在します。この食い違いはなぜでしょうか？」

回答に困った大統領は、側近の入知恵をもとに回答した。「二五日の命令書は、(もし、日本がポツダム宣言を受け入れたときは)撤回可能な投下準備の命令でした。ですから、投下の最終命令はポツダム会談を終えて帰国途中の八月二日、船上で出したのです」

しかし、八月二日の命令を証明する書面はないし、『二五

日付け命令書』にはそのような解除条件は付記されていなかった。軍の慣例上、このような記載のない条件付き命令は存在しない。この回答は、つじつま合わせの作り話に過ぎない。

実際は、『ポツダム宣言』に対する鈴木首相の「黙殺発言」のあった以前に、それどころか、「宣言」が出された七月二六日以前に、原爆投下の命令は発せられていた。
 二、「命令は、軍主導で発せられたのか？それとも政治主導で行われたか？」

●大統領のサインのない原爆投下命令

原爆投下実行隊の責任者カール・A・スパーツ陸軍大將は、グアムに出発する前のワシントン時間、七月二二日の早朝、陸軍参謀総長代理トーマス・T・ハンディ將軍から原爆投下の命令を口頭で聞いた。スパーツは、これほど重大な命令を口頭では困ると考え、友人のハンディに命令書の発行を頼んだ。

スパーツは、こう言っている。

「なあ君、考えてもみろよ。今までまったくお目にかかったこともない地獄の新兵器を、口先だけで『日本に落とすてこい』と言われて、簡単に「はい、わかりました」とはいかないよ。君もそう思うだろう。」

ちゃんとした責任者のサイン入りの紙を出してもらわないと困る」と、スパーツは頼み込んだ。

「確かに、カール、君の言うとおりだ。あんたの親分のハッブ(アーノルドの愛称)が、口頭でいいと言うもんだから、そうしたんだが……」

わかった、ポツダムとのやり取りは大変だが、書類の発行を頼んでみよう」

命令書の発行を頼まれたハンディは、すぐ、グローブズに草案の作成を依頼した。できあがった「原爆投下命令書草案」をハンディは、ポツダムの上司マーシャルに送った。「口頭による命令」となった経緯の記録はなかったが、推理すると次のようであった。

ベルリン時間、七月二一日午後、トルーマンとバーンズは、グローブズの「原爆実験報告書」を受取り、ステイムソンから報告を受けた。その深夜、二人は謀議を重ね、原爆投下の最終決断を下した。

そして、ベルリン時間、翌二二日の早朝、「ソ連の対日



カール・スパーツ將軍



トーマス・ハンディ將軍



アーノルド將軍

なお、命令に基づく「執行」は、命令の枠の中で、当然、軍の主導で行われる。政治主導の命令であったことの理由の一つは、前述のとおり「原爆投下命令は、当初、

参戦に遅れをとってはならない」と焦ったトルーマン大統領は、ポツダムにいたステイムソン陸軍長官、マーシャル陸軍参謀総長、原爆投下実行最高責任者のアーノルド陸軍航空隊総司令官の三人を自室に呼び、口頭で「原爆投下命令」をした。

三人は、この大統領の命令を持ち帰り、マーシャルから同じく口頭で、ワシントンにいる部下のハンディに連絡した。ハンディは、ワシントン時間、二二日の早朝に、口頭で、スパーツに伝えたのであった。なお、ベルリンとワシントンの時差は六時間である。

●政治主導の原爆投下命令であった

ステイムソン日記、トルーマンの回顧録等から推理すると、原爆投下の命令は、軍の主導によるものではなく、大統領、そして、その背後の國務長官による政治主導であったと結論づけられる。

口頭であった」ことから、推定できる。もし、この命令が軍の発意によるものであったとしたら、未曾有の破壊力を持つ原子力兵器の使用に当たって、正確を期さねばならないはずの投下命令が、口頭によるとは考えられないからである。また、原爆の使用を軍の首脳から大統領に進言したとして、それを口頭で済ませたとは、到底考えられない。大統領からのトップダウンの命令であったからこそ、当初、口頭による命令となったのだ。もし、軍の発意であれば、その意思決定経緯を記した軍内部の議事録も存在していたであろうし、「書面による投下命令」であったはずである。第二の理由は、もし、軍の発意によるものであったとしたら、口頭の命令を書面化するにあたって、大統領に対し、後述のように、二度三度と、トルーマンの承認をとるといふ念の入った手順を踏むとは思えないのだ。

第三に、原爆使用の目的が「軍事目的」であったとすれば、命令が軍の主導によるはずであるが、もともと「政治目的」であった。政治目的であれば、命令が軍主導となるはずはない。

第四に、命令が発せられた前後数ヶ月間の、ステイムソン、マーシャル、アーノルドの三人の言動を注意深く観察すると、軍事目的での原爆の使用が必要とは主張していない。

大統領からのトップダウンの「投下命令」には、三人と

も、あくまで受け身的で、気の進まない態度であったことが窺える。軍最高司令官である大統領の命令に、軍人として逆らえない三人は、念入りに大統領の意思を確認したのだ。それは、命令に反することのできない者たちの、せめてもの抵抗であったろう。三人は組織の力学に負け、思考停止となり、逆らうことなく大統領の命令に従ったと言えよう。

トルーマンの回顧録「決断の年」では、軍から原爆投下の提言があったかの如く述べ、彼から軍に対し、「攻撃目標は、軍需工場でなければならぬ」とか、「原爆は、通常兵器の一種だ。国際法に則って使用すること」など、伝えたと言っている。

しかしながら、トルーマンの発言は、「比類ない原爆の威力」と「日本の軍事基地・軍需工場・そして民間の住居の立地・構造」からして、およそ、非現実的であることは明らかである。

バーンズも、一九四七年七月に出版した回顧録「率直に語る」の中で、日本本土での上陸決戦において生じたであろう百万人の米軍の犠牲者を救うための、軍事目的での原爆使用、したがって、軍主導の「命令」であったと主張している。

しかしながら、これも、回顧録に五カ月前だって発表された「ステイムソン論文」に赤線を合わせた欺瞞であるこ

とは間違いない。

●命令の書面化

スパーツとハンディの依頼で、グローブズが起草した「原爆投下命令書草案」は、七月二三日、ハンディからポツダムのマーシャルに電送された。

「草案」を見たステイムソンは、目標都市の第一順位に京都が書かれていたのに驚いた。グローブズは、例によって自我を押し通そうとしていたのだ。

陸軍長官は、早速マーシャルと一緒に、「草案」を持って、大統領を訪れた。そして、京都を削除するよう提言した。彼は、歴史ある古都で日本人の心の故郷である京都を爆撃すれば、戦後の対米感情にとって大きなマイナスとなるであろうと考え、除外すべきとし、大統領に「草案」を見せて削除の承認を得た。



広島に落とされたウラン型原爆リトルボーイ

その経緯が「ステイムソン日記」と回顧録「決断の年」にあった。トルーマンは、ステイムソンの意見を承認した。その結果、目標都市は広島、小倉、新潟、長崎で確定した。マーシャルは、「草案」の目標都市から手書きで

京都を削除した修正版を三人の署名入りでまとめ、ハンディに電送した。

ハンディは、修正版をタイプアップして、七月二四日付けの「原爆投下命令書」を作成し、再度、ポツダムに電送した。ステイムソン、マーシャル、アーノルドの三人は、これをコピーして、大統領に提示して最終承認を得た。

なんと、ご念の入った手続であったことか。トルーマンは最高軍司令官ではあったものの、サインはしなかったが、三人はサインして、ハンディに返送した。

ハンディは、大統領により承認され、三人の署名済みの七月二四日付け「原爆投下命令書」により、改めて七月二五日付け「原爆投下命令書」を作成し、スパーツに渡した。以上のトルーマンの回顧録とステイムソンの日記に基づいて、原爆投下の最終決断と命令の経緯をまとめて詳述すると、以下のようになる。

① 七月二二日午後、トルーマンとバーンズは、陸軍長官からグローブズの「原爆実験報告書」の説明を受け、同日深夜、トルーマンとバーンズによる二人だけの謀議をし、原爆投下の最終決断をする。

② 二二日早朝、大統領はステイムソン、マーシャル、アーノルドに対し口頭で原爆投下を命じた。それを受けて、マーシャルから、ワシントンのハンディ参謀総長代理に口頭で

原爆投下を命令した。

③ 二二日、原爆投下機の待機するテニアン島で、現地総指揮官スパーツ將軍はハンディ参謀総長代理から原爆投下命令を受ける。しかし口頭で原爆投下の命令を受けたスパーツはあまりに重大な作戦命令のため、口頭ではなく「原爆投下命令書」の発行をハンディに請求した。ハンディの依頼で急遽グロウズが「草案」を作成した。その際グロウズが投下候補地に、すでに取り下げられたはずの京都を独断でまた入れた。その草案をハンディからまずポツダム・マリーシャルに送った。

④ 二三日、ステイムソン、マリーシャル、アーノルドは、大統領に「投下命令草案」を見せて、承認を得る。この時、グロウズが目標都市に加えていた京都をステイムソンの意向で削除し、大統領の承認を取りつけた。その後、三人は京都を手書き削除した「修正草案」にサインして、ハンディに送付。

⑤ ハンディは、「修正草案」をもとに、二四日付「原爆投下命令書」をまたタイプアップし再度無線でポツダムに送った。

⑥ マリーシャルらは二四日付「命令書」の写を大統領に渡し、最終承認を得る。この時京都が削除されていることを大統領に再確認させている。

⑦ 二四日付「命令書」に三人はサインし、ハンディに無

線送信。

⑧ ハンディは、二四日付の三人のサイン済み「命令書」により二五日付「命令書」を発行し、自らサインしスパーツに渡した。スパーツはそれを持って前線司令部のあるグアムへ向かった。

二五日付「命令書」は、その後、公文書として公開された。なお、トルーマンは、先の七月二四日付けの「原爆投下命令書」のコピーを保存し、後に、トルーマン大統領記念図書館に掲示し、さらに、回顧録「1945年 決断の年」の420ページに転載している。

いずれにしても、この一連の「原爆投下命令」の発令は、天皇の地位を保証しない「ポツダム宣言」を、当然、日本が拒否するであろうとの前提で、日本の「宣言」諾否を待たず、政治主導で進められたのだ。

トルーマンは、回顧録「決断の年」に掲載している二四日付「命令書」の後に、こう書き留めている。

「この命令書によって、軍事目標に対し原爆の最初の使用に向けて、口火は切られた。私は、決断をしたのだ。私はまた、ステイムソンに対し、命令書を送った時、注意しておいた。

「この命令は、日本が最後通牒（ポツダム宣言）を受け入れると回答した場合を除いて、有効である」と」

この文章は、ケイトの指摘に懲りて、「ポツダム宣言」発布前に、「命令書」を発したことを世間から批判されるのを避けるために、一工夫して、条件付きに後付けしたのであろう。書かれたのは一九五五年である。

かくして、スパーツの部下、テイベッツ機長の指揮のもと、B29エノラ・ゲイ号はウラン型原子爆弾を搭載してテニアン島から飛び立ち、広島に向かうことになる。ここに、後日、公開された七月二五日付「原爆投下命令書」を載せておく。なお、二四日のものと内容は同一である。

合衆国陸軍戦略航空隊総指揮官

カール A・スパーツ將軍殿

① 第二〇航空軍第五〇九混成隊は一九四五年八月三日頃以降、右視界爆撃の可能な天候になり次第、広島、小倉、新潟、長崎のいずれか一ヶ所を目標に最初の特種爆弾を投下する。

爆発効果を観測し記録する陸軍省武官および文官の科学要員を運ぶため、別途の航空機が爆弾搭載機に随行する。観測機は爆発点から数マイルの距離を保つこととする。

② 追加の爆弾は、担当スタッフによる準備が整い次第、前記の目標都市に対して投下される。なお、

前記以外の目標都市にする場合は、あらかじめ指示する。

③ 日本への当兵器使用に関する一切の情報流布の権限は、陸軍長官と大統領に留保される。作戦、現地指揮官は、事前承認された特別権限なしには、当該問題に関するいかなる公式発表または情報の公開をも行わない。いかなる報道記事もそれらまず陸軍省に送って、特別の利用許可を求めめるものとする。

④ 前記の命令は、陸軍長官並びに陸軍参謀総長の命令および承認のもとに貴官に発せられる。

⑤ マッカーサー將軍およびニミッツ提督の参考に供するため、この命令の写し各一通を貴官から兩名に直接、渡されたい。

一九四五年七月二五日

トーマス・T・ハンディ GSC 将官

陸軍参謀総長代理

三、「バーンズは、命令に関与しなかったのか？」

国務長官の職務には、当時も「国家安全保障」が含まれていたが、バーンズが「原爆投下命令」に何らの関与もしていないのは、奇異なことに思える。だが、史料のどこを探しても、見当たらない。「ステイムソン論文」

単行本「核の信託」舞台を見逃した方に「核の信託」単行本とDVDをお勧めします。

舞台の感動をこの本とDVDが再現します。

核の信託

「原爆をだれの手にゆだねるか」

戯曲

五十嵐 勉

1000円(税込 送料共) 御注文はアジア文化社まで
DVD 1500円 本+DVD 2000円(送料とも)

アジア文化社

Document

原爆投下の首謀者はだれか

でも、彼の姿を見せていない。パーソンズが表に立つと、「政治臭」が匂うからであろう。自他ともに、故意に、彼が現れるのを極力避けているように思えてならない。

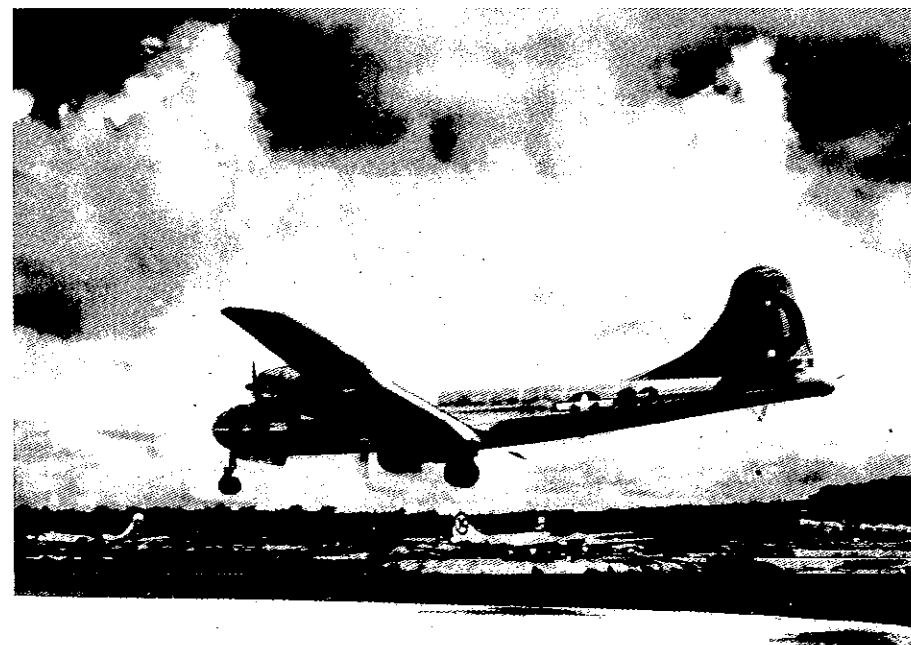
彼は、回顧録「率直に語る」の中で述べている。

「七月二四日に大統領がスターリンに『より破壊的な新しい爆弾を開発した』ことを話したが、その二日後、ポツダム宣言が発せられた。無条件降伏を受け入れないのであれば、日本軍の壊滅と日本本土の惨害が避けられないというわれわれの警告を、日本が尊重することを心から願っていた。

ところが、七月二八日、日本の首相は『この宣言は、注目に値しない』との声明を発してしまった。これには落胆した。これでは爆弾を使わざるを得なかったのだ」と述べている。

また、彼は「降伏しなければ、日本上陸作戦に突入する結果となり、百万人を超える米兵の犠牲者が生ずるので、これを避けるために、軍事目的で原爆投下に踏み切った」と、原爆投下の「軍事目的」をしきりと力説している。空々しい限りだ。

(続く)



広島から原爆投下ののちテニアン島飛行場に帰投する B29 エノラゲイ号